

2015年4月、生活困窮者自立支援制度が施行されて2カ月以上が経過した。制度は、生活困窮者を経済的困窮のみならず、社会的孤立の状態にある人をも対象に、「困窮者個人を救済するのみならず、『地域で支えられていた人』が『支える人』に回る」、「困窮者支援は、地域のつながりを再構築し、地域の活性化につなげる」ことを目的としている。

6月に厚生労働省より発表された全国の事業実施状況によれば、相談支援などの必須事業を除いて、就労準備支援や家計相談、一時生活支援、学習支援などの任意事業の実施は1/3の自治体にとどまっている現状が明らかになった（すでに自治体間の格差が生まれており、3年後の制度見直しの課題であろう）。

私たちワーカーズコープはこの2年、生活困窮問題を私たちの運動・事業の全ての焦点に据えることを確認し、「当事者主体」「市民連帯(市民の制度参加)」「地域づくり」「仕事おこし」の立場に立ちきり、自治体や地域、市民に、フォーラムやシンポジウムの開催を通して、孤立と困窮を生まない地域づくりを呼びかけてきた。現在、57の自治体より事業を受託(相談支援23、就労準備支援23、学習支援21他)、運営を開始している(また、全国の事業所・現場で就労訓練事業の認定を受ける準備を進めている)。まだ施行されたばかりではあるが、自治体や地域のさまざまな機関との関係構

築、支援調整会議のあり方、社会資源の開拓やネットワークづくりなど、さまざまな課題が浮上している。

一方、2008年のリーマンショック以降この数年、私たちの事業所・現場においては、就労困難な若者や障害のある人など社会的困難にある人びとを事業所・現場に迎え入れ、共に働く・協同労働の取り組みを広げてきている。例えば、ささえあい生協新潟が新潟市より受託運営している「ひきこもり支援センター」では元当事者やひきこもり経験者がスタッフとして運営に携わり、センター事業団草津地域福祉事業所みんなの家ではひきこもり経験者の40代男性が学童の指導員として働き(6月4日NHK時論公論「生活困窮者の自立支援と地域作り」で紹介)、松戸地域福祉事業所あじさいが運営するデイサービスでは組合員13人のうち1/3が精神障害のある人たちが就労している。

「困難に窮する人びとは、この社会の矛盾や解決すべき課題を、身をもって提起している存在」であり、「困難や障害は、人と人がつながる新たな社会の可能性を持っている」(向谷地生良さん：浦河べてるの家理事、協同総研理事)と評するとおりである。それらの実態を踏まえ、日本労協連では「生活困窮者」自立支援人材育成プロジェクトにおいて、「包摂力と福祉力の高い職場づくりの指針」を協同して作成する作業を行っている(「より良い仕事づくり:仕事・

作業のあり方」「認め合う関係づくり：開放的に包摂し合う」「みんなの幸せづくり：福祉力を磨く」「社会の連帯づくり：地域に可能性を広げる」の4つをテーマに整理する)。

当事者が主体となって、地域の困難や課題解決の担い手として活躍する場と輝く仕事をつくり出すこと。生活困窮者自立支援制度の施行にあたって、私たち労働者協同組合・ワーカーズコープに課せられた課題である。それは、地域で最も困難を抱え、

苦勞している人びととともに働き、仕事をおこし、支え合える地域をつくること、制度から投げ出される軽度の高齢者を地域で受け止め、活躍の場をつくること、貧困の連鎖を断ち切り、どの子どもも主人公となる豊かな体験や学びを通じて元気に育つ地域をつくること、今、市民社会にとって最も重要な取組みだと考えるからである。

社会的困難を抱える人びととの連帯を力に、「ともに生きる」地域をつくること、その実践に今後とも奮闘していきたい。